

# 非常災害時における生徒の登校について

災害に伴う休業は、校長が決定する。

ただし、暴風警報発令時で、県下広域に大規模な災害が予想されすみやかにその徹底を要するときは、県災害対策本部長（県教育長）が全域又は地域を指定して休業を決定するものとする。

上記以外で

生徒が登校する以前に**暴風警報**が発令されている場合

- 1, 午前6時までに解除された場合・・・ 平常通りの授業
- 2, 午前6時より午前11時までに解除された場合  
・・・ 解除後2時間30分を経ってから授業開始
- 3, 午前11時以降に解除された場合  
・・・ 当日の授業は中止

**積雪時**における場合

- 1、大雪警報が発令されている場合でも、原則として通常授業を行う。ただし、登校が危険な場合は各自の判断による。
- 2、上記1のためでの遅刻・欠席の取り扱いは、その後の本人の届け出によって学校において判断する。
- 3、積雪のため公共機関の遅れで遅刻した場合は、当該当駅にて延着証明を発行してもらい、学級担任に提出する。
- 4、自転車通学生は、積雪が少ない場合でも危険が伴うので、極力公共の交通機関を利用する。